五～九　（略）	六～十　（略）
十　スマート捕獲等普及加速化事業に係るもの	（新設）
（略）	（略）
（削る）	地方創生整備推進交付金（地方創生道整備推進交付金及び指導監督交付金に限る。）
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十二年農林水産省告示第八百九十九号の規定は、令和七年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五百十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十八年農林水産省告示第八百八十一号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月一日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後		改正前	
補助金等の予算科目	事務の内容	補助金等の予算科目	事務の内容
（略）	（略）	（略）	（略）
農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（輸出環境整備推進事業に係るもののうち輸出先国規制対応支援事業（輸出先国の要件に適合する施設の認定支援のうち登録認定機関による施設認定等支援及び輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援に係るものを除く。）に係るものに限る。）		農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）	
（削る）		一　輸出環境整備推進事業に係るもののうち輸出先国規制対応支援事業（輸出先国の規制等への対応のうち輸入条件に適合する施設の認定等の取得及び輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援に係るものを除く。）に係るもの	
（削る）		二　輸出環境整備緊急対策事業に係るもののうち国際的に通用する認証等取得緊急支援事業に係るもの	
（略）		（略）	
消費者・食農連携深化対策事業費補助金（食品アクセス総合対策事業のうち円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化に係るものに限る。）		消費者・食農連携深化対策事業費補助金（食品アクセス確保緊急支援事業のうち円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化に係るものに限る。）	
食料安全保障確立対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）		食料安全保障確立対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）	
一～四　（略）		一～四　（略）	
（削る）		五　野菜種子安定供給緊急対策事業に係るもの（国内広報事業に係るものを除く。）	